

服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより



〒683-0003 米子市皆生 5-5-5 電話 0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成30年4月号



役立つ情報満載! ぜひご予約ください!!

服部事務所 知っ得情報説明会

と き 6月6日(水) 昼1時30分~

ところ 米子コンベンションセンター 5階 第4会議室

考えてみよう「建設業は、時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間など)については適用除外だから、労働基準監督署に『時間外・休日労働に関する協定届』を提出しなくていい?」

社会保険・雇用保険 委託事業主のみなさまへ

社会保険・雇用保険関係の諸手続きに

個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。



この春より社会保険及び雇用保険の諸手続きに個人番号(マイナンバー)の記載が必要となっています。これらの届出について、個人番号(マイナンバー)の記載がない場合には、補正のため届出等を返戻される場合があります。お手数とは思いますが、ご協力をお願いいたします。

平成30年3月より**健康保険料料率**が**変更**となっています

《鳥取県》

健康保険料料率……1,000分の99.6 (被保険者負担 1,000分の49.8)

《島根県》

健康保険料料率……1,000分の101.3 (被保険者負担 1,000分の50.65)

※社会保険委託事業所様には別途控除額のお知らせを配布しています。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが当事務所までお尋ねください。

■介護保険料率・厚生年金保険料率の**変更はありません**

介護保険料率……1,000分の15.7 (被保険者負担 1,000分の7.85)

厚生年金保険料率…1,000分の183 (被保険者負担 1,000分の91.5)

●雇用保険料率は**変更ありません**

一般の事業……**被保険者負担 1,000分の3**

建設の事業……**被保険者負担 1,000分の4**

トピック&ニュース

厚生労働省「モデル就業規則」が改定されました

◆「モデル就業規則」とは？

厚生労働省では、各企業が実情に応じた就業規則を作成できるよう、同省ホームページにおいて「モデル就業規則」(以下、「モデル規則」)を公開していますが、この度、これの改定が行われました。

もちろん、企業はこのモデル規則の通りに規定を定めなければならないわけではありません。特に、(3)「兼業・副業」は、労働者に対する安全配慮義務の観点から、無条件に認めることはあつてはなりません。

規定作成の際の参考にはなります。

◆今回改定された規定は？

今回改定された主な規定は、以下の通りです。

(1)「マタニティ・ハラスメント」等の禁止規定(第 14 条)を新設

【規定例】

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。



(2)「その他のハラスメント」の禁止規定(第 15 条)を新設

【規定例】

第 12 条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の労働者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(3)「副業・兼業」についての規定(第 67 条)を新設

【規定例】

- 1 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。
- 2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。
- 3 第1項の業務に従事することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。
 - ① 労務提供上の支障がある場合
 - ② 企業秘密が漏洩する場合
 - ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
 - ④ 競業により、企業の利益を害する場合

※なお、「労働者の遵守事項」(第 11 条)の規定から、「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」が削除されています。

(4)「家族手当」についての規定(第 33 条)から「配偶者手当」を削除